

令和4年2月17日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福一20）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1 総則関係 1～7 (略) 8 <u>規則第3条第3号イ(1)及びハ</u> 、第3条の3第3号、第3条の 4並びに第4条第8号の「引き 続き採用」されるものであるか	第1 総則関係 1～7 (略) 8 <u>規則第3条第3号イ(1)及び第 28条第2号イの「引き続き在 職」するものであるかどうか又 は規則第3条第3号イ(2)及びハ</u>

どうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

9～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1～4 (略)

5 規則第3条第3号イ(2)の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

6 規則第3条の3第3号ロの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) (略)

、第3条の3第3号、第3条の4並びに第4条第8号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

9～14 (略)

第2 育児休業の承認関係

1～4 (略)

5 規則第3条第3号イ(3)の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

6 規則第3条の3第3号ロの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) (略)

(2) 常態として規則第3条の3第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項及び第14の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶

(2) 常態として規則第3条の3第3号ロに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と

者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ（略）

7～9（略）

第13 育児時間関係

1～5（略）

6 規則第28条第2号の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

7～10（略）

第14 各省各庁の長等が講ずべき措置等関係

同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ（略）

7～9（略）

第13 育児時間関係

1～5（略）

6 規則第28条第2号ロの「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

7～10（略）

（新設）

1 規則第32条第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長等は、これを行うに当たっては、職員による育児休業の承認の請求を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 規則第32条第1項の「人事院が定める事実」は、次に掲げる事実とする。

(1) 職員が民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳（非常勤職員にあつては、1歳。以下この項において同じ。）に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当

該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

(2) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

(3) 職員が、3歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

3 規則第32条第1項の「人事院が定める事項」は、次に掲げる事項とする。

(1) 育児休業に関する制度

- (2) 育児休業の承認の請求先
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第68条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- (4) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

4 規則第32条第1項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（(3)に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他の受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項

(3)において「電子メール等」
という。)の送信の方法(当
該職員が当該電子メール等の
記録を出力することにより書
面を作成することができるも
のに限る。)

5 規則第32条第1項の「人事
院が定める措置」は、次に掲げ
る措置((3)に掲げる措置にあっ
ては、職員が希望する場合に限
る。)とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信(当該
職員が当該電子メール等の記
録を出力することにより書面
を作成することができるもの
に限る。)

6 各省各庁の長等は、規則第3
3条第1項各号に掲げる措置を
講ずるに当たっては、短期はも
とより長期の育児休業の取得を
希望する職員が希望するとおり
の期間の育児休業の承認を請求
することができるように配慮す
るものとする。

7 規則第33条第1項第3号の「人事院が定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

(2) 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

8 規則第34条第1項の「前年度における職員の育児休業の取得の状況として人事院が定めるもの」は、同項の規定により報告を行う日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下この項において同じ。）の前年度において子が出生した職員（任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員及び規則第3条各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）の数、当該前年度において育児休業をした職員の数その他職員の育児休業の取得に関する必要な事項とする。

以 上